

事 務 連 絡
令和 3 年 10 月 15 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 79）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

問1 ベクルリー点滴静注用 100mg (成分名：レムデシビル) (以下「本剤」という。) について、国が購入し各医療機関に配分した本剤 (以下「国購入品」という。) と一般流通された本剤 (以下「一般流通品」という。) を、一連の治療において患者に使用した場合、一般流通品に係る薬剤料を保険請求することは可能か。

(答) 可能。なお、その場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、国購入品を投与した旨及び投与期間を記載することとし、国購入品に係る薬剤料は保険請求できないことについて十分留意すること。

また、国購入品の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の薬価収載に伴う医療機関への配分等について (その2) (依頼)」(令和3年9月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) 及び「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の薬価収載に伴う医療機関への配分等について (その3) (依頼)」(令和3年10月14日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) を参照すること。